

太田市告示第 98 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度及び令和 9 年度における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を定めたので、令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 11 日

太田市長 穂積 昌信

- 1 委託業務の種類 太田市が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務（以下「委託業務」という。）の種類は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 競争入札に参加することができる者 太田市の競争入札に参加することができる者は、4 により申請を行い、6 に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。
 - (1) 令第 167 条の 4 第 1 項（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
 - (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
 - (3) 納付すべき税が未納の者
 - (4) 法律で登録が義務付けられている次に掲げる業種について、当該登録等を行っていない者

登録が必要な業種
測量業者、1 級・2 級建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明業者、作業環境測定機関、気象予報士

 - (5) 入札参加希望業種について、登録しておらず、かつ、過去 10 年間の受注実績がない者
- 3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、委託業務の種類に従い、2 に掲げる項目及び 6 に掲げる添付書類を確認して決定するものとする。
- 4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システムを使用し、建設コンサル競争入札参加資格審査申請（以

下「電子申請」という。)を市長に行わなければならない。

- 5 申請の受付期間 令和7年12月8日から同月23日までとする。ただし、当該期間以外に別途期間を定めて電子申請を受け付けることがある。

6 添付書類

- (1) 申請者は、申請と同時に、群馬県CALS／EC市町村推進協議会に次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、ク及びケに掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。

ア 法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあっては市町村長が発行した身分証明書

イ 納税証明書（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について滞納がないことを証するもので、発行官公庁の定めた様式によるもの）の原本又は写し

ウ 法人にあっては財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもの）、個人にあっては確定申告書（直近2年分）

エ 委託業務に関し、業者登録をしている場合は、各登録官署が発行する登録証明書の写し

オ 県内業者にあっては、登録する委託業務に係る技術者に関する免許の写し

カ ISO認証を取得している場合は、登録証の写し

キ 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状

ク 測量等実績調書

ケ 技術者経歴書

- (2) 申請者は、申請と同時に、市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状

イ 営業所等の写真（契約等の権限を代理人に委任する場合は、委任先の支店・営業所等の営業拠点を市内に有する業者のみ提出）

ウ 関連業者報告書（太田市入札参加資格者（建設コンサルタント）に関連業者がある場合のみ提出）

- (3) (1)及び(2)に掲げる添付書類の提出方法及び注意事項の詳細については、太田市ホームページ上に掲載するものとする。

7 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

- (2) 6(1)ウの財務諸表は、日本語により作成しなければならない。なお、その他

の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

8 資格審査の結果の通知 市長は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

9 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、資格の認定日から令和10年3月31日までとする。

- (2) 市長は、(1)の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、当該有効期間を変更することができる。

10 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号、FAX番号又はメールアドレスを変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。

11 資格の取消し 市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消すことができる。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (3) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者
- (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (5) 2(4)に定める業務ごとの登録の取消し、抹消又は消除を受けた者

12 資格の取消しの通知 市長は、11の規定により資格を取り消したときは、その旨を対象者に通知するものとする。

13 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名）及び業種並びに部門）について公開する。

- (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

別表（第1項関係）

業 種	登録部門	希望部門
測量	測量業者	測量一般
		地図の調整
		航空測量
建築関係 建設コンサルタント 業務	1級建築士事務所	建築一般
	2級建築士事務所	
		意匠
		構造
		暖冷房
		衛生
		電気
		建築積算
		機械積算
		電気積算
		工事監理（建築）
		工事監理（電気）
		工事監理（機械）
		調査
		耐震診断
		地区計画及び地域計画
土木関係 建設コンサルタント 業務	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港	港湾及び空港
	電力土木	電力土木
	道路	道路
	鉄道	鉄道
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道
	下水道	下水道
	農業土木	農業土木
	森林土木	森林土木
	水産土木	水産土木
	廃棄物	廃棄物
	造園	造園
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画
	地質	地質

	土質及び基礎	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	トンネル	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境	建設環境
	機械	機械
	電気電子	電気電子
		交通量調査
		環境調査
		経済調査
		分析・解析
		宅地造成
		電算関係
		計算業務
		資料等整理
		施工管理
地質調査	地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査
	土地評価	土地評価
	物件	物件
	機械工作物	機械工作物
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償
	事業損失	事業損失
	総合補償	総合補償
	補償関連	補償関連
	不動産鑑定業者	不動産鑑定
	土地家屋調査士	登記手続等
	司法書士	
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル
	濃度	濃度
	音圧レベル	音圧レベル
	特定濃度	特定濃度
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定
気象予報	気象予報士	気象予報